

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成26年4月10日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時  
平成26年5月8日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時  
平成26年5月8日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法  
入札
- 5 公売保証金の納付期限  
平成26年5月8日午前10時50分
- 6 開札の日時  
平成26年5月8日午前11時00分
- 7 売却決定の日時  
平成26年5月15日午前11時00分
- 8 売却決定の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限  
平成26年5月15日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件  
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は, 現金又は小切手 (銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で, 京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。) でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し, 売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し, 次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には, 売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は, 買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は, 買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので, 取得後の毀損, 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は, 買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は, いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は, 行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財5

2 見積価額

170,000円

3 公売保証金

20,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所在 京都市山科区日ノ岡坂脇町

地番 12番6

地目 宅地

地積 465.00㎡

持分 30分の1

(2) 建物

(一棟の建物の表示)

所在 京都市山科区日ノ岡坂脇町 12番地6, 12番地8, 12番地9,  
12番地10, 12番地11

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根6階建

床面積 1階 129.60㎡

2階 217.08㎡

3階 238.95㎡

4階 196.83㎡

5階 196.83㎡

6階 87.48㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 坂脇町12番6の402

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 4階部分 20.27㎡

以上登記簿による表示

## 5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、地下鉄東西線「御陵」駅から南西方へ約280m（道路距離）に位置する。
- (2) 公売財産(1)は不整形な無道路地であるが、幅員約6.5mの舗装市道「勸修寺日ノ岡線」と等高に接面する公売対象外土地（京都市山科区日ノ岡坂脇町地番12番8，同町12番9，同町12番10，同町12番11）と一体で公売財産(2)の敷地として利用されている。
- (3) 公売財産(2)の呼称は京栄マンション402号室である。
- (4) 公売財産(2)の建築時期は昭和50年3月頃である。なお、専有部分の建物内には摩滅・老朽化が認められる。

## 6 法的規制，利用状況等

- (1) 第一種低層住居専用地域，建蔽率40%，容積率60%，10m高度地区，風致地区第3種地域，敷地面積の最低限度100㎡，宅地造成工事規制区域，屋外広告物第2種地域
- (2) 公売財産(2)は平成26年3月現在空き家であるが，動産等が残置されている。

## 7 その他公売条件

- (1) 管理組合の申立てによると，月額管理費等の内訳は管理費6,000円，修繕積立金8,000円，水道料金3,297円（2ヶ月1回定額）であり，平成26年3月現在，未納額の合計は1,102,801円（平成26年3月31日分まで）である。

なお，管理規約によると，管理組合が管理費等について有する債権は，区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対して行うことができると規定されている。

- (2) 公売財産の管理及び使用に関する規約等の詳細については，京栄マンション管理組合法人事務補助者である下記事務所へお問い合わせください。

※ 問合せ先 MOR I マンション管理支援事務所

TEL 090-3729-0224

- (3) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局稅務部收納對策課)